

ロンドン事務所

【イングランドの地方自治体再編】英国

背景

コミュニティー・地方自治省が 2006 年 10 月に発表した地方自治白書「コミュニティーの強化と繁栄のために (Strong and prosperous communities)」は、イングランドの二層制地域内で、一層制の自治体であるユニタリー (unitary) への自発的再編を望む自治体は、同省にその旨を申請するよう呼びかけていた。ユニタリー化をめぐることは、2005 年 12 月、政府がイングランド全土で自治体の強制的なユニタリー化を計画していることを示すデービッド・ミリバンド・コミュニティー・自治相 (当時) からの閣僚宛メモがマスコミにリークされたことを受け、1 年以上に渡って繰り返し憶測報道がなされていた。

地方自治白書と同時に政府は、ユニタリー化または、「パスファインダー (pathfinder)」¹として、連携を強化した新たな二層制モデルを採用することを呼びかけるガイダンス文書「イングランドの全ての自治体への提案 — ユニタリー化申請、もしくは新しい二層制モデルであるパスファインダーとして改革を率先するために (Invitation to all councils in England; to make proposals for future unitary structures; to pioneer, as pathfinders, new two-tier models)」を発表した。同文書は、ユニタリー化の申請締め切りまで 12 週間の検討期間が設けられていることや、自治体は、ユニタリー化が効率化による経費削減をもたらし、また地域の幅広い支持を得ていることを申請書類で証明する必要があることなど、ユニタリー化申請のプロセスを概説すると共に、ユニタリー化を申請しない自治体には、「パスファインダー」への申請を検討するよう求めた。

また、コミュニティー・地方自治省は現在、自治体再編による影響を考察するため、地方自治体協議会 (LGA) と公共部門の労働組合の代表者で構成される作業部会を設立中である。今後、新たなユニタリー設置に向けて行うべき準備についても検討することになる。

ユニタリー化申請

政府は、自治体に対し、ユニタリー化申請において下記の事項を示すよう求めた。

- ・ ユニタリー化が費用面で相応であること。ユニタリー化そのものが金銭的効率性 (value for money) を有し、自治体の既存予算でユニタリー化の費用をまかなえること

¹ 開拓者、草分けの意

- ・ ユニタリー化申請が、地域のパートナー及び利害関係者から幅広い支持を得ていること

また、新たなユニタリーは下記の事項を達成すべきであるとした。

- ・ 強固で、効果的であり、説明責任を有する戦略的パートナーシップを提供する。近隣コミュニティのニーズに応えられるよう、公共サービスにより柔軟性を持たせると共に、近隣コミュニティの権限を強化するための真の機会を提供する
- ・ 金銭的効率性と公正な公共サービスを実現する

新たなユニタリー創設までのスケジュール（見込み）は以下の通りである。

- ・ コミュニティー・地方自治相が今年夏までに全ての申請を検討
- ・ 新たなユニタリー設立に必要な法案を今年中に国会へ提出
- ・ 新たなユニタリーの地方議会予備選挙（shadow elections）を2008年に実施
- ・ 2009年5月までに新たなユニタリー創設に向けたプロセスが全て完了²

ユニタリー化を申請した26の自治体名は下記の通り。パスファインダーには5つの自治体が名乗りを上げている。

ユニタリー化を申請した自治体

自治体名	申請案で示されたユニタリーの構造
1. ベッドフォード自治市	ベッドフォード自治市をユニタリー化
2. ベッドフォードシャー県	ベッドフォードシャー県をユニタリー化
3. チェシャー県	チェシャー県をユニタリー化
4. チェスター市	チェシャー県を二つのユニタリーに分割
5. コーンウォール県	コーンウォール県をユニタリー化
6. コーンウォール県の全市	コーンウォール県をユニタリー化
7. カンブリア県	カンブリア県をユニタリー化
8. ダーラム県	ダーラム県をユニタリー化
9. ダーラム県の全市	段階的ユニタリー化を申請。ユニタリー化する場合の県境は今後決定

² 2009年5月には次回総選挙の実施が見込まれている

10. イースト・ライディング・オブ・ヨークシャー市	イースト・ライディング・オブ・ヨークシャー市とセルビー市を統合してユニタリー化 ³
11. エルズミア・ポート・アンド・ネストン自治市	チェシャー県を三つのユニタリーに分割
12. エクセター市	エクセター市をユニタリー化
13. イプスウィッチ自治市	イプスウィッチ市をユニタリー化
14. ランカスター市	ランカスター市をユニタリー化
15. ミッド・ベッドフォードシャー市及びサウス・ベッドフォードシャー市	両市を統合してユニタリー化
16. ノース・ヨークシャー県	ノース・ヨークシャー県をユニタリー化
17. ノーサンバーランド県	ノーサンバーランド県をユニタリー化
18. ノーサンバーランド県の全市	ノーサンバーランド県を二つのユニタリーに分割
19. ノリッジ市	ノリッジ市をユニタリー化
20. オックスフォード市	オックスフォードシャー県を三つのユニタリーに分割
21. ペンドル自治市及びバーンリー自治市	両自治市を統合してユニタリー化
22. プレストン市	プレストン市をユニタリー化
23. シュロップシャー県	シュロップシャー県をユニタリー化
24. サマセット県	サマセット県をユニタリー化
25. サウス・サマセット市	サマセット東部に新たな自治体としてユニタリーを設置
26. ウィルトシャー県	ウィルトシャー県をユニタリー化

(参考)

<http://www.communities.gov.uk/index.asp?id=1002882&PressNoticeID=2341>

<http://www.wokingham.gov.uk/council-meetings-democracy/news/borough-status>

³ イースト・ライディング・オブ・ヨークシャー市は既にユニタリーとなっているが、セルビー市を統合してより大きなユニタリーとなる案を提出した

-update

【上院改革の白書発表】英国

背景

英国の国会は、下院と上院の二院から成る。このうち、貴族院とも呼ばれる上院については、過去 1 世紀の間、たびたび改革が提案されてきたものの、これまで実現は困難だった。

下院と上院でしばしば意見が対立したことから、歴代の労働党政権が、直接選挙制の導入を前提とした上院改革を提案してきたにも係わらず（保守党政権が上院改革を提案したことはない）、上院の特異な歴史と共に、下院の側には、唯一の公選議会でありたいとの考えも根強いことから、改革に必要とされる意見の一致がみられたことはない（しかし、英国には成文憲法がないため、実際に上院改革を行うのは難しくはない）。

国会の起源は、王に選ばれた領主や聖職者などで構成されたアングロ・サクソン時代の賢人会議「ウィタン（Witan）」にまで遡る。14 世紀初頭のエドワード 2 世の治世（1307～1327 年）には、領主と貴族から成る上院（現在のの上院の起源）と、地域の代表者から成る下院（現在の下院の起源）が創設された。上院は、清教徒革命によるイングランドでの共和制開始（1649 年）で廃止されたが、1660 年の王政復古で復活した。

この後、上院は下院への優越を徐々に失い、19 世紀には、政府の政治改革案をめぐって、上下院が何度も衝突するという事態が生じた（上院は、妥協案が合意されるまで常に政府の改革案を否決していた）。改革に前向きな人物を新たに上院議員に任命するよう求める首相から国王への要請が次第に強くなる中、1906 年、自由党政権による「人民の予算（People's Budget）」⁴を、保守党が過半数を占める上院が否決したことをきっかけに、英国政界は危機的状況に陥った。

これを受け、時のアスキース首相が、「新たに 1000 人の上院議員を任命し、保守党が上院で過半数を維持できないようにする」と警告したため、上院は、予算関連法案に関する下院の上院に対する優越を定めた「1911 年議会法（Parliament Act 1911）」を受け入れざるを得なかった（同法は、労働党政権による鉄鋼業国有化計画に対し、上院の反対が予想されたことから、1949 年に改正された）。また、1958 年に成立した「1958 年一代貴族法（Life Peerages Act 1958）」によって、新たな身分である「一代貴族」も、世襲議員に並んで上院議員の地位を得ることができるようになった。

上院は現在、633 人の一代貴族（世俗議員、Lords Temporal）と、英国国教会から任命された 26 人の聖職者（聖職者議員、Lords Spiritual）、さらに、1999 年の上院改革

⁴ 富裕層の税負担を増やし、富の再配分を図ろうとしたアスキース自由党政権による予算

で上院に残ることを許された 92 人の世襲議員⁵で構成されている。一代貴族は、大半が首相によって任命されているが、近年は、各界での功績により上院議員の資格に値すると認められた者が、「上院議員任命委員会」によって任命されてもいる。

労働党は 1997 年、直接選挙制の導入を前提とした上院改革をマニフェスト（選挙公約）に明確に掲げ、総選挙に当選した。現在野党第二党である自由民主党とは、選挙に先立ち、当選の暁には上院改革について合意を形成することで協定を結んでいた。政府は 1999 年、上院の役割と機能、編成を検討するための機関「ロイヤル・コミッション」を設立し、同機関は 2000 年 1 月、上院改革の暫定的な提言書「未来のための議会（A House for the Future）」を発表した。

現労働党政権がこれまで達成できた唯一の上院改革は、前述のように 1999 年、マニフェストに沿って、92 名を残して世襲議員の大半から上院議員資格を剥奪したことである。政府はこの際、更に検討を行った上で改革を続行することを約束した。2003 年には、当時のロビン・クック下院院内総務（故人）が上院改革を行おうとしたが、上院が公選議会になった場合、下院の上院に対する優越が失われることを懸念して、直接選挙で選ばれる上院議員の割合について下院が合意形成に至らなかったため、試みは頓挫した。

これ以降、上院の構成について、上下両院議員から様々な提言が行われ、2005 年の総選挙では、議席を獲得した全ての政党が、何らかの形の上院改革を提案していた。現在の下院院内総務であるジャック・ストロー氏は、ブレア首相の辞任前⁶に上院改革を達成すると明言している。

上院改革白書

政府は今年 1 月、「上院改革白書（The House of Lords: Reform）」を発表した。白書に示された提案は以下の通り。

- 上院の構成は、公選議員 50%、任命議員 50%とする。公選議員の割合は今後引き上げる
- 世襲議員を全廃
- 首相の議員任命権を廃止
- 候補者の選出には、「一部オープン地域政党リスト制度（partially open regional party list system）」⁷を採用する
- 上院議員選挙は欧州議会議員選挙と同時に実施する
- 聖職者議員の議席は維持する

⁵ この改革で議席を失った世襲議員による投票で選出された

⁶ ブレア首相は昨年 9 月、「1 年以内に辞任する」旨を明らかにした

⁷ 各政党が、選挙区ごとに候補者リストを用意し、投票では、政党単位での投票と、リスト上の候補者単位での投票の両方を受け付けるシステム。各政党の当選者数は政党単位の得票数で決まるが、リストで下位の候補者も、個人として十分な票数を獲得すれば当選できる

政府は、これらの提案について、今後の上院改革をスムーズに行うための手段に過ぎないと主張しているが、上院改革推進派からは、改革の程度が十分でないとの失望の声が上がっている。

下院は3月7日、直接選挙で選ぶ上院議員の割合について複数の案を採決にかけ、政府案を退けたうえで、「全ての上院議員を直接選挙で選ぶ」とする案を可決した。これは、法案の採否を決するためではなく、下院の見解を政府に伝えることのみを目的とした投票であるため、政府はこの結果に従う義務はない。前述の通り、下院は2003年にも、上院議員に占める公選議員の割合についてこうした投票を行ったが、全ての案が否決されるという結果に終わった。

1週間後の3月14日には、上院が同様の投票を行い、「上院議員は任命議員のみとする」との案を圧倒的多数で可決、下院との意見の食い違いを浮き彫りにさせた。政府は今後、上下両院の投票結果を検討した後、改革法案を国会に提出することになる。

(参考)

<http://www.commonslider.gov.uk/>

【地方議会議員の役割を検討する委員会が発足】英国

背景

「2000年地方自治法 (Local Government Act 2000)」による改革で、イングランドとウェールズの地方議会議員は、政策を立案・実行する執行部局に所属する者（内閣メンバー）と、その政策決定や執行状況を評価・監視する政策評価委員会に所属する者（「一般議員」とも呼ばれる）に分けられた。これ以降、幾つかの調査によって、双方の業務のモニターが行われ、また、一部の地方自治体関連組織からは、内閣メンバーではない一般議員の役割を強化するよう求める声が上がっていた。

政府は、2006年10月に発表した地方自治白書「コミュニティーの強化と繁栄のために (Strong and prosperous communities)」で、新たな委員会を設立し、地方議会議員の今後の役割を検討すると共に、地方議会議員により多様な人材を確保するための方策を探ることを約束した。これに続き政府は今年1月、「地方自治白書の立法化プラン (Implementation Plan for the White Paper)」を発表、同委員会を2月に設置することを明らかにした。

委員会

委員会の発足は、2007年2月、ルース・ケリー・コミュニティー・地方自治相によって発表された。委員会の存続期間は9ヶ月で、ロンドン・カムデン区の前リーダーであるジェーン・ロバーツ氏が委員長に就任した。

地方自治体協議会（LGA）は、改善・開発庁（IDeA）を通じて、年齢、性別、人種、職歴など、地方議会議員のバックグラウンドに関する統計データを掲載した調査報告書を 5 年毎に発表している。同相は、委員会設置発表の際、この調査による下記の結果も併せて報告した。

- ・ 地方議会議員の 96% は白人。これに対し、アジア系は 2.7%、黒人は 0.5%
- ・ 地方議会議員の平均年齢は 58 歳で、61 歳以上が全体の半数を超える。これに対し、25 歳未満は 0.3%、40 歳未満は 8%
- ・ 女性に地方議会議員選挙での被選挙権が与えられてから 100 年を経た今日でも、女性議員の割合は全体の 3 割に満たない

同相はまた、同委員会が取り組むべき事項として下記を挙げた。

- ・ 地域の企業と協力し、パートタイムや勤務時間が柔軟な就業形態を奨励する。また、（地方議会議員活動のために）休暇を与えたり、地方議会議員としての経験を評価することにより、被雇用者の議員活動を尊重することを雇用者に奨励する
- ・ 地方議会議員としての活動に必要なとされる時間と、地方議会の開催スケジュールを見直す
- ・ 育児支援サービスの改善検討を自治体に奨励する。地方議会議員になるためのプロセス、また、ワーク・シャドウイング・スキーム⁸や、黒人・少数民族（BME）コミュニティへの情報提供・啓蒙キャンペーンの実施など、地方議会議員の業務に伴う活動について一層の周知を図る
- ・ 地方議会議員が議員としての活動に必要なスキルを身に付け、議員の地位を維持できるようにするため、より多くの支援を行う

委員会は、今年 11 月までに検討結果をコミュニティ・地方自治相に報告することになっている。

（参考）

<http://www.communities.gov.uk/index.asp?id=1002882&PressNoticeID=2352>

【スーパーカジノの建設地にマンチェスターを推薦】英国

英政府が 2005 年に成立させた「2005 年賭博法（Gambling Act 2005）」は、英国における賭博規制を緩和し、カジノの開店、営業をより容易にした。同法は、既に国内 140 ヶ所にあるカジノに加え、新たに 3 種類のカジノを建設することを認めており、その

⁸ 就業体験として、職場で短期間、特定の従業員の仕事を観察しながら仕事を学ぶこと

うちの一つは、顧客用面積が最低 5000 平方メートルと定められた、通称「スーパーカジノ」と呼ばれる米ラスベガス式の大型施設「地域カジノ」であった。

政府は当初、最大で 40 ヶ所に地域カジノの建設を許可する方針だったが、与野党双方と慈善団体などから、「賭博がやめられなくなる『ギャンブル依存症』を増加させる」などの強い反対の声が上がったため、「最大 8 ヶ所」に譲歩した後、結局わずか 1 ヶ所との修正案でようやく法成立にこぎ着けた。カジノ建設の大きな目的は、都市再生と地域経済の活性化であり、文化・メディア・スポーツ省は、都市計画と都市再生の専門家 5 人で構成される独立の委員会「カジノ諮問委員会」を設置、3 種類のカジノの建設地推薦を委任した。

地域カジノの建設地に名乗りを上げた自治体は合計で 27 に上り、カジノ諮問委員会は 2006 年 5 月、ブラックプール市、ロンドン・ブレント区、ウェールズのカーディフ市、スコットランドのグラスゴー市、ロンドン・グリニッジ区、マンチェスター市、ニューカッスル市、シェフィールド市の 8 か所を最終建設候補地に選出したと発表した。ロンドンのブレント区は大型娯楽施設「ウェンブリー・アリーナ」で、グリニッジ区は娯楽・展示施設の「ミレニアム・ドーム（現名称は「The 02」）」で申請した。⁹

これらのうち、最有力候補はブラックプール市及びグリニッジ区だったが、同委は今年 1 月末、地域カジノの建設地にマンチェスター市を推薦するとの検討結果を発表した。多くの人に驚きを持って迎えられ、またブラックプール市とグリニッジ区には不満を残す結果であったものの、選定の理由として同委は、マンチェスター市が地域コミュニティと十分な協議を重ねた上で申請を策定したこと、また同市が、カジノ建設による社会的影響や地域へのメリット、都市再生、カジノ営業免許取得に向けた熱意などに関する選考基準を十分満たしていたことを挙げた。

イングランド北西部の最大都市であるマンチェスター市は、都市再生プロジェクトを進行中であり、また学問の中心地として台頭しているほか（「知的クラスター」と呼ばれる地域である）、2002 年には英連邦競技会が開催されるなど発展を続けており、今回の決定は、地域の振興に向けた新たな一歩と捉えられている。

地域カジノと並んで新たに建設を許可される 2 種類のカジノは、それぞれ「大型カジノ」「小型カジノ」と呼ばれる。カジノ諮問委員会は、これらについても、カジノ建設による地域への社会的影響や都市再生の必要性などを考慮に入れて検討した結果、計 31 の最終候補地から各 8 ヶ所を選んで建設地に推薦した。

大型カジノの建設地に推薦されたのは、ノーフォーク県グレート・ヤーマス市、キングストン・アポン・ハル市、ウェスト・ヨークシャー県リーズ市、ミドルズバラ市、ミルトンキーンズ市、ロンドン・ニューアム区、ソリハル市、サウザンプトン市。大型カジノは、顧客用面積が最低 1000 平方メートルで、賞金 4000 ポンド（約 92 万円）

⁹ ブレント区の申請は、地元住民の反対によって後に取り下げられた

までのスロットマシンを 150 台まで置くことができる。

一方、小型カジノ建設地には、バース・アンド・ノース・イースト・サマセット市、スコットランドのダンフリーズ・アンド・ギャロウェイ市、リンカンシャー県イースト・リンゼー市、ベッドフォードシャー県ルートン市、ノース・ヨークシャー県スカーボロ市、ウェールズのスウォンジー市、トーベイ市、ウォルバーハンプトン市が推薦された。小型カジノは、顧客面積が最低 750 平方メートルで、賞金 4000 ポンドまでのスロットマシンを 80 台まで稼働させることができる。

(参考)

http://www.culture.gov.uk/cap/pressnotices/press_finalpanelreport300107.htm

【年輩男性議員が未だ地方議会議席を独占 (MJ誌 8/Feb/2007)】英国

英国改善・開発庁 (IDeA) により今週発表された最新の統計調査によると、多様な人々を地方議会議員に呼び込む試みは今のところ成功していないようである。

地方議会議員は、未だ男性に独占されており、平均年齢は増加している一方、ここ 2 年間で人種的少数派の議員が会議員に占める割合は、0.5%しか増えていない。

ルース・ケリー・コミュニティ・地方自治相は、若者、女性そして人種的少数派の地方議会議員への立候補を促す計画を、本日発表する予定である。

同相は、新たに発足した地方議員委員会に対して、より多様な地方議会議員を呼び込む方策を検討するよう指示した。ロンドンのカムデン区の前リーダーであるジェーン・ロバーツ卿が、この委員会の会長を務める。同相によると、地方議会議員の役割はますます重要になってきているとのことで、「住民ニーズに合致したサービスを提供し、公共の福祉を増加させるため、よりよい議員の誕生を望む」とのことである。

そして、地方自治体協議会のポール・コーエン事務総長は、「地方議会は議員になろうとしている全てのコミュニティーの人々に対し障壁を小さくするように取り組むことができるが、候補者の選定は政党にとって緊急に取り組まなければならない主要な問題である」とのことである。

IDeAの調査結果によると、非白人議員の割合は、2004年の3.5%から2006年の4%となっており、全人口の9.5%が非白人であることを踏まえると、わずかばかりの増加である。女性地方議会議員数の増加状況はさらに悪く、全人口に占める女性の割合が52%であるのに対し、同時期において29%から29.3%に増加したにとどまる。地方議会議員の平均年齢は58.3歳に上昇し、60歳以上の議員が52.4%を占める。合計では、40.9%の議員がリタイア済みである。

	2006年	2004年
非白人議員	4%	3.5%
男性	69.3%	70%
女性	29.3%	29%
平均年齢	58.3歳	57.8歳
25歳以下	0.3%	0.3%

【初期医療トラスト¹⁰との合併を目指す画期的な試み（MJ誌 15/Feb/2007）】英国

地方自治体と初期医療トラストの合併が実現に向けて動き出すこととなった。

ユニタリー¹¹のヘレフォードシャー県とヘレフォードシャー初期医療トラストは、合併によって2008年までに一人の事務総長によって統括される「公共サービストラスト」を構築するためのタイムテーブルを発表した。

双方ともヘレフォードシャー・パートナーシップのメンバーとなっており、今年の夏にも事務総長を選出し、10月には「影の」トラストとして運営を始めることを計画している。現在の事務総長であるニール・プリングル氏は、本年中にも引退することが予定されている。

両団体はともに「3つ星」の評価を受けており、今回の合併に向けた動きは、スケールメリットの実現を目指す双方の思いが一致したもので、これまで何ヶ月にもわたる議論が行われてきた。

最近発表された初期医療トラストの境界に関する政府の報告書において、ヘレフォードシャー初期医療トラストは、存続を求める声を多く集めている一方、機能強化を必要としているとされ、さらにヘレフォードシャーはイングランドにおいて最も人口密度の低いユニタリーでもあることが具体的に動き出すきっかけとなった。

ヘレフォードシャー県のリーダー、ロジャー・フィリップ氏は、「必要な機能と予算を統合してスケールメリットを追及するという見通しは抗し難いものである」と述べている。

ヘレフォードシャー初期医療トラストの理事会で議長を務めるジョアンナ・ニュートン氏も、「新たなパートナーシップを構築することが、より効率的な行政サービスを提供するためにも必要なことである。行政サービスと予算を統一化することで、限られた人的、財政的資源を効率的に活用することができる」と述べている。

議員や双方の組織の管理職、職員によって構成される共同委員会は、フィリップ議員とニュートン氏を議長として、合併について具体的な検討を進めることとなっている。委員会では新しいオフィスの場所や合併に伴う変化への対応、クリニカル・ガバナンスやコーポレート・ガバナンスについての検討が行われるほか、新たな組織の構

¹⁰ 各地域において一次的保健医療を担当する機関。

¹¹ 県・市といった二層制ではなく、双方の機能を併せ持った一層制の自治体。

築によって会計システムも統一される。

ヘレフォードシャー・カウンシルは自由民主党と無所属が多数を占めているが、議長は保守党員であり、今回の提案は議会と初期医療トラスト理事会の双方において、全面的な支持を受けている。

今回の動きは公的セクターの統合を目指す政府からも、前向きな支持が得られることが予想されている。

【自治体サービスの満足度調査の結果（MJ誌 15/Feb/2007）】英国

監査委員会による、新たな統計情報によると、自治体のサービスは、住民からおおむね評価されているものの、未だ改善の余地があるとのことである。

「ベスト・バリュー利用者満足度調査2006/07」と題された調査では、一層制自治体及び県レベルの自治体が提供する全般的なサービスの満足度は2003年度から2%下がって、51%となったものの、リサイクルに満足する人の割合は5%増えて66%となっており、町をきれいに保っていることに関しても9%上昇の64%が満足と答えている。

これに対し、自治体協議会（LGA）のサンディ・ブルース・ロックハート代表は、「どのようなサービスを自治体が手がけているか住民に知らせるため、自治体が行うべきことはまだまだたくさんある。カウンシル・タックスの請求や駐車チケットなどの目立たない業務には、明確に自治体の関与を打ち出しているものの、路上清掃や環境、リサイクルなど重要なサービスには、そうした言及がなされていない例が未だにあることを認識している。」と話した。

コーポレーション・オブ・ロンドン¹²は、国の全体的なサービスに最高の79%のポイントをつけており、ついでケンジントン&チェルシー区が77%を獲得している。また、ロンドン内の33自治体のうち、19自治体が上位の半分に入っている。しかし、ロンドン自治体協会のメリック・コケル代表は、「ロンドンの住民は、国内の他地域よりもサービスへの満足度が高いが、ロンドンの自治体はこの名誉にあぐらをかいている場合ではない。」と話す。

ウォルバーハンプトン市のリサイクル分野における満足度は、2003年度の51%から今回の調査での72%へと大幅に上昇しており、カムデン区の住民の8割は、より良いサービスを受けていると感じている。また、ノーフォーク県の住人のうち、54%がサービスに満足しており、これは前回の調査から6%増えている。

【注目される最近の出来事（主要紙からの抜粋記事要約）】英国

・Cameron leads Brown by 13 per cent <Guardian> 20/Feb

Guardian紙とICMの世論調査によると、ゴードン・ブラウン財務相がトニー・ブ

¹² ロンドンのシティ区の行政機関であり、現名称はシティ・オブ・ロンドン・コーポレーション。

レア首相の後継者になった場合、保守党の支持率は労働党を2桁以上リードするとみられるとのこと。

調査結果は、保守党が40%で、先月調査時から3ポイントの増加であるのに対し、先月から変わらず31%の労働党に9ポイントのリードをつけている。また、自由民主党は4ポイント減少して19%であった。

しかしながら、予想どおりブレア首相が今年末に退任した後ブラウン氏が首相になった場合、どの政党を支持するかという質問では、保守党の支持率は42%まで上昇し、労働党に13ポイントリードするのに対し、労働党の支持率は29%に下落するとの結果になった。

次期総選挙でこの結果どおりに有権者が投票した場合、保守党が多数の議席を占めることになるだろう。

調査結果は、財務相に打撃を与えると同時に、ブレア首相退任時に、ブラウン財務相以外の大物議員が首相に立候補する可能性を再度浮上させるかもしれない。

キャメロン保守党党首は、過去のドラッグ使用疑惑が今のところ世論調査に影響していないことに、胸をなでおろすだろう。

• Council tax to rise by 3.8 per cent <Telegraph> 26/Feb

カウンスル・タックスの値上げ幅、3.8%に。地方自治体協議会（LGA）が昨夜警告したところによると、当初“小幅”になるとみられていた今年のカウンスル・タックスの値上げ幅は、4%近くになるかもしれない。

先月協議会が100程の自治体を抽出して行った調査では、もっとも一般的な世帯に対するカウンスル・タックスの値上げ幅の予測の平均は3.5パーセントであり、これは1997年以来最も低い数値であった。

しかしながら、今般イングランドとウェールズの自治体のおよそ半分に当たる410の自治体を対象に行われた最新の調査では、値上げ幅の平均は3.8%であった。

• Mayor sets capital CO2 target <Guardian> 27/Feb

ロンドン市長、CO2排出削減目標を設定。ロンドンにおける炭素排出量を今後20年間で60%削減し、ロンドンを気候変動に対する取り組みにおける最先端に押し上げる、という計画の詳細が本日市長によって発表される見込みである。

市長は、市民にエネルギーの節約を訴え、企業に対してはオフィスや職場における暖房や照明に環境にやさしい技術を採用するよう訴える。

市長は、2025年までに市内の電力供給施設の1/4を、現在の高圧線配電網から分散型熱電供給システムへ移行させたい意向である。また、市は、“環境導師”を発足させ各家庭における生活習慣をより環境に負荷のかからないものにする指導を行ったり、建築物における断熱材の普及のために補助金を支給する、等の施策を打ち出す。

- Reid 'wins battle' to split Home Office <Times> 27/Feb

リード内相、内務省の分割をめぐる対立に勝利する。タイムズ紙は、内務省を2つに分割する案について決定が下されたと報告している。

ジョン・リード内相は「戦いに勝利」し、安全保障、テロリズム対策及び治安を担当する新省の大臣となることが決まったという。新省には、現在、ベケット外相の支配下にある秘密情報局（MI6）も監督下に置くことになる。

刑務所、保護観察及び刑事司法を含む内務省の他の担当部門は、ファルコナー卿が率いる憲法事項省が管轄する予定である。

内務省を分割するこの決定に対し、内務省の上級官僚らは抵抗の姿勢をみせている。上級官僚は、この計画がじきじきに伝えられる前に、マスコミで報道されたことに憤慨している。

- Ministers to set Olympics budget at £5bn <Telegraph> 28/Feb

オリンピック開催経費は50億ポンドに。政府は、試算するたびに上昇してゆく2012年のロンドンオリンピック開催に係る経費を50億ポンド（約10兆円）とすることで批判をかわそうと考えている模様だ。

当初23億7,500万ポンド（約4兆7,500億円）と見込まれていた開催経費は、組織委員会による計算では100億ポンド（約20兆円）にもなるといわれ、論議を呼んでいたが、今回の政府の計算は、それを沈静化する狙いがあると見られる。

【連邦構造改革第2段階へ】ドイツ

去年に連邦構造改革の第一段階が実施され、憲法に相当する基本法が改正された。その結果は少々期待していない方向にも現れたが、成功か否かを判断するのはまだ早いというのが主な見方である。そうした状況を背景に、連邦構造改革の第二段階が始まった。2月8日に第2連邦構造改革委員会が発足し、委員会の委員が選任され、委員長が選出された。委員には連邦内各構成員等4人を含む連邦議会からの16人と州を代表する連邦参議院からの16人で構成されている。連邦参議院からの委員はほとんどが州首相であるが、ラインラント・プファルツの州首相が社会民主党（SPD）の党首でもあるため、彼の代わりに州財務大臣が委員を務めている。

第2連邦構造改革委員会の唯一の課題は、連邦、州および地方自治体の財政関連改革である。この中には三つの異なるテーマがあり、財政関係を改革する上で、これらを分離して考えることはできない。

その第一のテーマは、連邦、州および自治体の財政関係における不透明さである。税に関する立法は主に連邦の権利であるが、州に関係あるものについては連邦参議院を通じて州が立法に参加できる。比較的重要性の低い税は、州や地方自治体単独の税である一方、重要で税収の多い税は共同税となっている。例えば、収入税は連邦、州お

よび地方自治体の共同税であり、付加価値税は州と市町村の共同税である。このような共同税が多い制度の特徴は、財政関係が不透明で、責任の所在がはっきりしないということである。

第二のテーマは、現在行われている州間の財政調整制度である。5つの州から毎年300億ユーロが11の州へ移譲される。この調整は、補償指標、段階別人口数、特別財政負担計算など非常に複雑な計算方法を利用する制度であるとともに、財政管理が優れていたり、経済発展に成功している州が不利な立場に置かれている。現在の制度は不公平で、州の財政責任を促進していないと以前から批判されている。

第三のテーマは、連邦、州および地方自治体すべてにおける財政赤字の増加である。この15年間ほど、さまざまな試みがあったとしても、常に増加する財政赤字に歯止めをかけることができなかった。

第2連邦構造改革委員会の発足前に、地方自治体の代表組織は、委員の座を求めている。財政関連改革というテーマは自治体に大きな影響を与えるにもかかわらず、自治体の直接の代表により、自治体の声が委員会に反映されないのは不適切であるとドイツ都市会議と他の代表組織が主張している。しかし、政府は、もともとあった「委員会は、地方自治体の意見を聞く措置をとる」という原則に止まり、自治体代表組織の要求に応えなかった。つまり、第1連邦構造改革委員会と同じ状況となっている。委員会の専門分科会に委員を送ることができても、あるいは委員会の公聴会では、地方自治体の専門家や代表が発表する機会はあるにしても、実際の決定からは疎外されたままである。

(参考)

Der Bundestag, „ Föderalismusreform II “;

<http://www.bundestag.de/parlament/gremien/foederalismus2/index.html>

Städtetag Baden-Württemberg, Bayerischer Städtetag 12.02.2007,

„ Forderung nach Einbeziehung der Kommunen in die FöderalismuskommissionII “:

<http://www.staedtetag-bw.de/index.phtml?object=tx|1198.171.1|0&ModID=7&FID=1198.2544.1&La=1&sNavID=1198.67&mNavID=1.100&qNavID=&ffmod=tx&ffsn=&&kat=1198.26>

Die Zeit im Internet, „ Staatlicher Flickenteppich “,

13.12.2006: <http://www.zeit.de/online/2006/50/Foederalismus?page=all>

9.3.2007:

<http://www.zeit.de/online/2007/11/Fragen-zur-Foederalismusreform?page=all>

<http://www.zeit.de/news/artikel/2007/03/12/95501.xml>

【家族政策と児童サービスについての議論の継続】ドイツ

現在の家族担当大臣は、家族を支援する政策や児童政策において、社会全体に議論を呼ぶ力強い提案することで有名である。去年の秋には、幼稚園などの児童施設の親負担分を廃止することで、児童ケアを無料にするという提案で自治体を騒がせた。最近発表した提案では、3歳以下の児童を対象にする施設を拡大し、現在の定員25万人から75万人へ拡大することを目指している。政策を発表した際に、連邦、州および施設を実際に建築・運営する地方自治体は三分の一ずつ財政負担を行なうという提案であった。

しかし、去年の発表と同様、この政策は提案の段階に留まっている。ついに実現した連邦構造改革第一段階により、連邦は地方自治体に直接事務を課すことができない上、直接に財源を移譲することもできない。事業を決める立法は州の責任であり、財政に関することもそれに伴う。また、社会民主党（SPD）とキリスト教民主同盟（CDU）が現在連立政権を成立しても、この提案の実現について政党間にかんがりの意見の相違があり、それぞれ独自の政策案を提出することとなっている。

政党が詳細な政策案を準備する間、家族・児童・高齢者・女性・青少年省は、家族を支援するための現行補助金を再検討する作業を始めている。現在、児童手当、既婚者一部税金免除、学校手当等により年間家族に支払われる援助が1兆840億ユーロに上っている。

また、今年1月からは親手当が導入された。母親が出産1年後に仕事に復帰すること、また父親がもっと簡単に子供の育児にかかわることを目指している。しかし、そのためには一歳からの児童保護施設・保育園における定員が増加しなければ、女性の職場復帰は今以上期待できない。西ドイツ州においては、3歳以下の児童のうち、7%のみが保育所・保育園に定期的に預けられている。しかし、出生率が減少傾向であっても、親手当の導入により、3歳以下の児童を預かる施設に対する要求が高くなる見込みである。

地方自治体の代表団体であるドイツ都市会議とドイツ市町村連盟は、このような課題を議論するために家族担当大臣や州代表者を含む高レベル会議の開催を要求している。自治体、特に市町村は実際に児童サービスを提供する団体であるにもかかわらず、現在の議論は自治体を無視する傾向がある。すでに財政的に苦しい状態に置かれている自治体に対し、このようなサービスの拡大を要求することとなれば、財源をどうするのかが一番重要な課題である。

ドイツ市町村連盟の事務総長は「家族担当大臣がもともと要求した三分の一の費用負担は現実離れの話である」と、かなり強い反論をしている。子供を幼稚園に預けることがすでに法的権利となっている3歳以上の子供を対象とした施設を提供するのにも苦勞する自治体が存在する現状では、3歳以下の児童のために新たに定員を50万人増やすことは、困難な課題である。ただし、家族・高齢者・女性・青少年省が児童手

当を含む家族支援策を再検討するという事は、都市連盟が最近打ち出した児童手当をカットする提案に沿ったものとなっている。

自治体の立場からは、現状の補助金を再編成することによって、家族担当大臣のビジョンを実現するために必要な財源が捻出される可能性も十分にあると楽観的な見方もできる。

(参考)

Deutscher Städte- und Gemeindebund im Internet Pressemitteilung 26.2.2006,
„ Kommunen fordern Hilfe beim Ausbau von Kitaplätzen “, „ Ruf nach
Familiengipfel “ 20.2.07;

http://www.dstgb.de/index_inhalt/homepage/index.phtml

Infos zum Elterngeld;

<http://www.elterngeld.net/>

【T-シティー・コンペが終了】ドイツ

2月21日、ドイツ・テレコムとドイツ市町村連盟は、T-シティー・コンペの受賞都市を発表した。T-シティー・コンペは、ドイツ最大のテレコム会社であるドイツ・テレコムが、人口規模2万5000人から10万人までの間の都市を対象に、ドイツ市町村連盟との協力により実施したコンペティションである。賞として、35億ユーロの価値を持つ最新のインターネット設備等を構築するという事で、投資のレベルは今までにない規模となるとともに、かなり先進的な試みであるため、140以上の都市が興味を示し、市民と行政の間にコンペの参加について、そしてどのような事業を提案するかについて議論が続けられた。

事業などの提案を提出したのは結局52都市であった。その中から、10都市の最終候補都市が選ばれた。この10都市には、さらに一回、提案書や予定事業を見直す機会が与えられ、受賞都市の最終的な決定は、学者、企業家、記者および自治体代表者から構成される審査委員会により行われた。

受賞都市はフリドリヒスハーフェン市で、ボデン湖の北湖畔に位置する5万8000人の都市であり、ツェッペリン爵がここにツェッペリンを発明し、作り始めたことで知られている。現在でも、航空関連や他の先端技術の分野で活躍する中小企業の所在地である。フリドリヒスハーフェン市からのコンペ提案書は、市民や企業からの貢献が目立った。行政中心のEガバメントに集中することなく、企業と健康・保険制度においても、最新インターネット設備と技術を使うことによって、市民の生活に良い影響を与える試みが審査員により評価された。

ドイツ・テレコムは、最新のインターネット技術が利用できるインフラを先に構築し、将来的には事業支援に数億ユーロも投資する計画である。最終候補都市に残った9

都市に対しては、5万ユーロずつを支払い、いくつかの事業をこれらの都市でも実現できるように支援する。また、T-シティー・コンペに参加した都市のネットワークも設立する見込みである。このコンペを発信元に、さまざまなインターネット利用で市民の生活に貢献する事業が生まれると期待されている。

(参考)

Deutscher Städte- und Gemeindebund im Internet Pressemitteilung 21.2.2006

„Friedrichshafen wird T-City“;

http://www.dstgb.de/index_inhalt/homepage/index.phtml

Friedrichshafen im Internet, „Friedrichshafen ist T-City!“

<http://t-city.region-fn.de/>